

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
あつた日
の翌日)

目次

◇告 示 指名競争入札に参加する者に必要な資格等

昭和四十年五月鳥取県告示第二百五十二号の取消し

解除予定の保安林にする旨の通知

健康保険法による保険医の登録

結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

定例教育委員会の招集

◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

◇正 誤 昭和四十年五月二十五日付け鳥取県告示第二百四十九号
中訂正

告 示

鳥取県告示第三百十五号

昭和四十年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供についての県が行なう指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手續、方法等について、次のとおり定めしたので公示する。

昭和四十年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行なつた審査の結果に基づき、契約の種類に応じて契約の予定金額に対応させて定めた資格とする。

(一) 資格審査願提出前二ヶ年間の各事業年度における製造高又は売買高及び収入高

(二) 従業員の数

(三) 資本の額

(四) 営業年数

(五) 機械装置及び車両運搬具等の保有量

(六) 流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)

資格審査の方法及び手續

(一) 願書の提出

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、

指名競争入札参加資格審査願(様式第一号)を昭和四十年六月三十日

までに県出納室に提出しなければならない。

(二) 添付書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添えなければならない。

ただし、孔版印刷、活版印刷、工用材料販売、清掃、測量

設計、採石、測量に係る業を営む者以外の者で昭和三十九年度の資格

を得るための提出した指名競争入札参加資格審査願の記載事項に著し

い変動のないものについては、この限りでない。

イ 経営業態調査書(様式第二号)

ロ 営業用機械器具調査書(様式第三号)

ハ 資格審査願提出前一年の事業年度の対借対照表(様式第四号)

ニ 資格審査願提出前一年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)及び鳥取県の県税(事業税及び自動車税に限る。)の納税済みを証する書面

ホ 営業証明書(法人にあつては法人登記の謄本、個人にあつては市町村長の証明書)

ヘ 営業に必要な許可又は認可等を得たことを証する書面

ト 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書面

チ 印鑑証明書

リ 採石業を営む者は、前年度に鳥取県に納入した実績を証する書面

三 資格審査結果の通知

資格審査の結果、資格が決定したときは、その旨を本人に通知する。

四 資格の有効期間

一による資格の有効期間は、昭和四十年限りとする。ただし、昭和四十一年度の資格が決定されるまでの間は引き続き効力を有するものとする。

様式第一号

指名競争入札参加資格審査願

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

商号又は名称

電話番号

局

番

氏 名

印

営 業 種 目
(詳細は業態調査参照)

製造の請負
このたびの物件の売買の指名競争入札に参加する資格を得たいので関係書類を添えてお願いします。

なお、この審査願のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

店舗の写真
(名刺判)

営業所の位置(略図)

注 用紙の大きさは、日本工業規格B列5とする。

鳥取県告示第三百十六号

昭和四十年五月十八日付け鳥取県告示第二百五十二号は、取消しする。
昭和四十年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法
(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和四十年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山北側六一―二、六四―一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第

八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日
瓜生 昭五 倉吉市余戸谷町 鳥医 一一三〇 昭和四十年四月十六日

鳥取県告示第三百十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
昭和四十年六月八日

昭和四十年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者
昭和四十年 近藤医院 米子市西福原一一三二の一 近藤 寿子
五月二十一日 小田小児科医院 鳥取市西町三丁目一〇五 小田 信夫

鳥取県告示第三百二十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
昭和四十年六月八日

昭和四十年六月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称 所 在 地
昭和四十年四月三十日 近藤医院 鳥取市掛出町二五の三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年六月八日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一日時 昭和四十年六月十一日午前十時三十分

二場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三議題 (1) 鳥取県社会教育委員の任命及び委嘱について

(2) その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年六月八日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年六月十六日午後一時から

米子市糀町一丁目 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 東伯郡東伯町大字浦安三三八

2 米子市花園町四〇

自動車等運転者 桑本 正則

自動車等運転者 斉藤 知久

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

正

誤

昭和四十年五月二十五日付け鳥取県告示第二百四十九号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

3	米子市灘町一丁目五九	自動車等運転者	沼民在
4	米子市皆生一九一二の一	自動車等運転者	渡部 武烈
5	米子市夜見町一五五八	自動車等運転者	蓼本 実
6	米子市灘町二丁目一三九	自動車等運転者	森本 泰司
7	米子市昭和町一〇三	自動車等運転者	細田 保夫
8	西伯郡伯仙町石洲府四二二の一	自動車等運転者	大前 広光
9	境港市日ノ出町六	自動車等運転者	山根 勝
10	境港市外江町二〇七五	自動車等運転者	松井 道直
11	境港市松ヶ枝町二七	自動車等運転者	大野 永利
12	西伯郡岸本町須村五七二	自動車等運転者	小村 熊市
頁	段	行	誤
七	下	三	二百四十九
			二百八十五

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】